

地域文化活動等推進事業補助金(文化活動推進事業)について申請の参考にしてください。

令和7(2025)年4月1日改正

1 補助対象事業

補助対象事業	いわゆる「文化祭」であり、行政区で、区民によって開催される作品展示発表会や芸能発表会等の文化事業、古くから地域に伝わる文化的風習など (ex. 餅つきなど)
補助対象事業に当てはまらないもの	文化祭と同時に開催される行政区のお祭り、出店、屋台、ハロウィンやクリスマスのパーティー等、ウォークラリーなど

2 補助対象経費

【注意事項】 補助金の交付申請は、準備を開始する前にお願いします。

補助金の交付決定日以前に購入したものについては補助対象外となります。

区分	内容 (事例等)
対象となる項目	<p>1 報償費</p> <p>(1) 文化祭当日に行う文化活動に関する講座や教室の講師への謝礼</p> <p>(2) 司会への謝礼</p> <p>(3) 作品出品者や芸能出演者への謝礼</p> <p>(4) こどもや子ども会の作品出品や芸能出演に対する謝礼 (現金以外)</p> <p>(5) (役員や事務員以外の) 事業運営者や運営協力者に対する謝礼</p> <p>2 需用費</p> <p>(1) 文化祭会場の設営にかかる消耗品費</p> <p>(2) 看板製作やチラシ等の印刷にかかる費用</p> <p>(3) 文化祭当日に行った文化活動に関する講座や教室の材料費 (実費負担を徴収する物は除く) 及び光熱水費</p> <p>(4) 打合せ会議時のお茶代</p> <p>(5) 会場準備及び片付け時のお茶代</p> <p>(6) 事業実施当日の役員として4時間以上従事した場合の弁当代 (千円以内)、お茶代</p> <p>(7) 来場者全員に配る参加賞 (事業の啓発品としての効力を有している物)</p> <p>3 役務費</p> <p>(1) 切手代、送料、振込手数料、保険料</p> <p>(2) 文化祭に使用した白布などのクリーニング代</p> <p>4 委託料</p> <p>(1) 文化祭会場設営・器具設営を業者に委託した場合の委託料</p>

	<p>5 使用料及び賃借料</p> <p>(1) 文化祭に必要な備品等の賃借料</p> <p>(2) 文化祭会場及び駐車場の使用料</p> <p>(3) 文化祭準備及び片付け等のため使用する車両のレンタル料</p>
対象とならない項目	<p>1 需用費</p> <p>(1) 来場者全員に配る参加賞（啓発品としての効力を有している物は対象とする。）</p> <p>(2) 来場者に配るお茶や弁当代</p> <p>(3) 作品出品者や芸能出演者に配るお茶や弁当代</p> <p>(4) 個々の出品作品の材料代、芸能発表にかかる費用</p> <p>(5) 反省会、懇親会にかかる飲食費</p> <p>(6) 文化祭と同時に開催する行事にかかる経費</p> <p>(7) 出店・屋台等にかかる経費（設営費、材料費、景品代など）</p> <p>(8) ハロウィーンやクリスマスのパーティー等にかかる経費</p> <p>(9) ウォークラリーなどにかかる経費</p>

担当課：生涯学習推進課

電話：0561-34-3111

ファクシミリ：0561-34-3114

メール：gakushu@city.aichi-miyoshi.lg.jp